

随意契約理由書

件名	豊中市立新田小学校外1校体育館トイレ等内装改修給排水衛生設備工事
契約の相手方	有限会社山田管工
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第8号
随意契約理由	本工事は、新田小学校と上野小学校の体育館トイレ等内装改修給排水衛生設備工事を行うもので、市として利用環境の早期改善を図るため、令和7年度中に市内全小中学校トイレの改修完了を目指していることから、今年度中に工事を完了させる必要があります。 本工事については、第一回目の入札から入札参加資格において地域制限を外し、「豊中市立新田小学校外1校体育館トイレ等内装改修給排水衛生設備工事」として一般競争入札を実施しましたが、有効な入札書がありませんでした。関連する「豊中市立新田小学校体育館トイレ等内装改修工事その3」は第8号随意契約として手続きを進めることができる状況であり、本工事は関連する内装改修工事と同時に工事を完了させる必要あることから、入札への応札状況及び現時点での手持ち工事を総合的に勘案して契約相手方を選定し、受注することに同意が得られた有限会社山田管工と、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を締結するものです。
備考	